

平成26年度

第三者委員会「報告書」に対する取組
— 奈良市教育委員会 —



第三者委員会の報告に対する取組検討会議

<平成26年度>

第三者委員会「報告書」に対する取組についての報告

1. 概要

平成25年11月7日、第三者委員会（奈良市立小学校で発生した指導問題に関する検討会議）より教育長に報告書が提出され、あわせて同日、市長に報告書及び「要請書」が提出され、報告書にて求められている取組について、今後5年間市長に対し報告する事かつ市民に公表することが求められた。

「要請書」抜粋

「今後5年間、その提言の実現の有無及び成果について、奈良市教育委員会からの報告を求め、かつ、これを市民に対して公開することを要請いたします」

この事を受け、教育委員会事務局では取組検討会議（「奈良市立小学校で発生した指導問題に関する検討委員会」の提言に対する取組検討会議）が平成26年1月14日設置され、同年12月22日まで3回にわたり議論を重ねてきた。

2. 経過

平成26年 1月14日	取組検討会議を設置
平成26年 5月 7日	第一回全体会議開催
平成26年 5月28日	第二回全体会議開催
平成26年 6月17日	6月教育委員研究協議会へ経過報告
平成26年12月22日	第三回全体会議開催
平成27年 3月19日	3月定例教育委員会へ報告
平成27年 6月 9日	6月定例教育委員会へ報告

取組検討会議は3部会より構成され、各部会は部内で取組内容を検討したうえで、全体会議では更なる議論を深め全体を総括することとした。取組の手法としては3部会が取組の実施主体となるとともに、全体会議では実施内容の総括を行うこととした。

なお、第三回全体会議をもって今後の取組計画が概ね了承され、各部会で再調整後3月定例教育委員会へ報告された。

3. 構成

- 全体会議
- (1) 特別支援教育部会
 - (2) 学校での諸問題に対する調査・対策支援部会
 - (3) 体罰いじめ等に関する申し立て機関等検討部会

次に、各部会が行う取組計画の概要及び26年度の取組内容を記述する。

4. 取組計画の概要及び26年度の取組内容

4-(1) 特別支援教育部会

<取組計画の概要>

- ① 教員の特別支援教育にかかる指導力の向上について
 - ・特別支援学級担任向け研修
 - ・特別支援教育コーディネーター向け研修
 - ・特別支援教育コーディネーター養成講座
 - ・特別支援教育研究員事業
- ② 本市の特別支援教育体制の充実について
 - ・(仮称) 特別支援教育検討会議を設置し、教員の資質向上のための研修のあり方及び特別支援教育の在り方について検討する
 - ・特別支援学校教員免許状の取得の奨励と取得機会の拡充について検討する

<26年度の取組>

- ① 教員の特別支援教育にかかる指導力の向上について
 - ・特別支援学級担任向け研修
特別支援学級担任パワーアップセミナーとして研究授業も含め年7回開催。
1年目の教員については全7講座を必須とした。
 - ・特別支援教育コーディネーター向け研修
コーディネーター1年目の者と経験者とテーマを変え年4回開催
 - ・特別支援教育コーディネーター養成講座

一般教員向けの講座と合わせて特別支援教育研修会 6 回、教育相談研修会 4 回開催。併せて 10 講座を受講した 25 名に養成講座修了証を発行した。

・特別支援教育研究員事業

小中学校の教員 3 名を研究員として任命し、年 4 回、奈良教育大学教授に指導をいただき、各自が特別支援教育の授業実践について研究を進めた。

② 本市の特別支援教育体制の充実について

- ・(仮称) 特別支援教育検討会議を設置し、教員の資質向上のための研修のあり方及び特別支援教育の在り方について検討する

大学教授 2 名、発達障害支援センター所長、奈良東養護学校長、特別支援教育部会 2 名の計 6 名委員により「奈良市特別支援教育検討会議」を立ち上げ、教育相談課で実施した研修の内容について助言をいただいた。

H27 年 1 月 6 日 (火)、2 月 26 日 (木) の 2 回開催

- ・特別支援学校教員免許状の取得の奨励と取得機会の拡充について検討する

H26 年度は県教育委員会開催の 1 講座 (1 単位) に合わせて、奈良教育大学が国の補助を受け、新たに 3 講座 (3 単位) を開催。奈良市の小中の教員も 20 名近く参加。H27 年度も 3 講座開講予定。教育委員会として積極的に周知を図る。

4- (2) 学校での諸問題に対する調査・対策支援部会

<取組計画の概要>

- ① 客観性が担保された事実調査の徹底
- ② 教育委員会への報告体制の見直しと構築
- ③ 不祥事対応マニュアルの作成
- ④ 相談システムの構築
- ⑤ 事例の検証

<26 年度の取組>

- ① 客観性が担保された事実調査の徹底

学校で起きる諸問題について学校の事実調査（聞き取り調査）の基本的な方法、在り方の提示するための資料の検討を行った。

- ② 教育委員会への報告体制の見直しと構築

次のような事案については教育委員会に報告するものとする。

- ・児童生徒の安否に関する事案
- ・警察が関わる事案

- ・保護者対応が困難なケースで問題が長期化しそうな事案
 - ・その他報告を要すると判断した事案
- ③ 不祥事対応マニュアルの作成
体罰、セクハラ等の事案が学校で起きたときの対応や関係機関との連携についてのフローチャート図作成に関わり検討を行った。
- ④ 相談システムの構築
学校、保護者等からの相談、重大事案発生時の対応については、従来から以下のような教育委員会各課が窓口となり、対応している。この際弁護士や有識者の助言を受け対応するシステムが構築されている。今後は、各課の連携を図るためのシステムの検証を行い、より相談窓口の充実に努める。
 - ・各課で対応している通常の電話来所相談（学校・保護者・地域等）
 - ・学校法律相談（学校対象）
 - ・奈良市立学校園緊急サポートチーム（緊急事態に対する専門家からの支援）
 - ・奈良市学校支援プロジェクト会議（生徒指導上の課題や諸問題に対する支援）
- ⑤ 事例の検証
各課相談の事例について検証を行った。

4－(3) 体罰いじめ等に関する申立て機関等検討部会

<取組計画の概要>

- ① 第三者委員会の一つとして、「オンブズパーソン制度」の設置について検討
- ② 教育委員会に調査機関の設置について検討
- ③ 第三者調査機関の設置について検討

<26年度の取組>

- ① 第三者委員会の一つとして、「オンブズパーソン制度」の設置について検討
奈良市子ども条例検討委員会で検討された結果、「オンブズパーソン制度」を導入するのではなく、奈良市の既存の相談機関をより充実させていくこととなつたため本部会もその方向性を踏襲することの議論を進めた。
- ② 教育委員会に調査機関の設置について検討
本部会としては、既存の「奈良市学校支援プロジェクト会議」、「奈良市立学校園緊急サポートチーム」を活用することについて議論を進めた。
- ③ 第三者調査機関の設置について検討
『いじめ防止対策推進法』の制定により、いじめの重大事態発生時に特化した場

合は、第三者調査委員会の設置は市長部局に設置が望まれる。しかし、体罰などいじめの重大事態以外の問題事象時に必要とされる第三者調査機関については、②の調査機関の活用も考えられる。『いじめ防止対策推進法』で求められている第三者調査委員会については、市長部局との調整を進めた。

※なお、平成27年5月19日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が4月1日より施行されることに伴い、体罰いじめ等に関する申立て機関等検討部会の報告については、以下の通り追加検討を行った。

(参考)

平成27年4月1日から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置については、市長及び教育長による総合教育会議を開催し、協議・調整を図ることが定められた。

このことにより、調査機関の設置については、市長及び教育長による総合教育会議による協議・調整事項となる。